

Tax watch update – Issue 8

2009 年 8 月

はじめに.....	2
個人所得税に関する 2 つの新たな Circular	2
個人所得税の 2008～2009 年確定申告.....	2
個人所得税コードの登録に関する最新情報.....	2
付加価値税の損金算入を目的とした銀行経由の支払いに関する新たなガイドライン.....	3
計画投資省が公表した付加価値税および輸入関税免除対象機械・設備の新しい一覧表.....	3
一部物品・役務に適用される優遇関税の新規改定	3
強制健康保険の拠出	4
ハノイで就労する外国人従業員の管理強化	4
ドン建て融資の担保として外貨建て国債の使用を許可	4
商業銀行の設立と運営に関する新たな規則.....	4
法人所得税の 30%減免に関する追加的なガイダンス.....	5
中小企業に朗報.....	5
知的財産法の改正・補足	5
困窮地で営業する事業体向けの与信プログラム.....	5



はじめに

過去号と同様にタイムリーな最新情報をご提供するため、ご参考のためにベトナムの税規則に関する最近のいくつかの変更点を以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

個人所得税に関する 2 つの新たな Circular

財務省は2009年8月12日、個人所得税に関するCirculars 160/2009/TT-BTCとCircular 161/2009/TT-BTCを発行しました。

- ▶ 国会が2009年6月19日にResolution 32を採択したことを受け、Circular 160/2009/TT-BTCでは個人所得税免除と2009年度確定申告に関するガイダンスを提供しています。
- ▶ Circular 161では不動産の譲渡、相続、贈与への課税に関するガイダンスを提供しています。

なお、上記の詳細につきましては、いつでも弊社の専門チームまでお問い合わせください。

個人所得税の 2008～2009 年確定申告

税務局のOfficial Letter 2513/TCT-TNCNによると、2008年から現在までベトナムに滞在している個人の税法上の居住者地位は2008年と2009年に分離して個別に決定されます。

とりわけ、Official Letter 2513では以下を確認しています。

- ▶ 個人が2008年に課税初年の税法上の居住者であったが、その後、2008暦年内にベトナムに滞在していた期間が183日未満であった場合、2008年度個人所得税を非居住者として納付することを選択できます（ベトナムで生じた所得に25%が課税されます）。
- ▶ 個人の2009年度の居住者地位と2009年度個人所得税については、2008年9月30日付けCircular 84/2008/TT-BTCに基づいて決定されます。

上記の規定は、個人納税者に対し、2008年内のベトナム源泉所得に25%の税率を適用する機会を与えるものです。本来ならば全世界所得に対して適用累進課税が適用されます。

個人所得税コードの登録に関する最新情報

勤労所得を得ている個人を対象とした個人税金コードの発行に関する現行規定に加え、税務局は2009年6月3日付けOfficial Letter 2188 /TCT-CNTTを発行し、所得支給組織を通じた従業員向け個人税金コードの登録に関するガイドラインを公表しました。

それによると、この登録手続きを支援する新規ソフトウェアが税金コード登録簿に導入されました。所得支給組織は以下のいずれかを選択のうえ、従業員向けに税金コードの登録を行えます。

- ▶ 通常通り、様式01/DK-TNCNと証憑書類を税務当局に提出します。
- ▶ 支援ソフトウェアをウェブサイトwww.tncnonline.com.vnからダウンロードし、インストールします。所得支給者は様式に必要な事項を記入のうえ、ソフトウェアから抽出した税金コード登録概要書をソフトウェアに入力したデータとともにCDROMまたはUSBに書き込んで税務当局に直接提出するか、税務当局に郵送します。また、このデータはインターネット経由で上記ウェブサイトへ提出することも可能です。

期間3ヶ月～12ヶ月の定期労働契約を締結した従業員の税金コードに関しては、税務局の2009年6月23日付けOfficial Letter 2537/TCT-TNCNでは雇用主が従業員向けの税金コード登録を義務づけられることを確認しています。

付加価値税の損金算入を目的とした銀行経由の支払いに関する新たなガイドライン

財務省は2009年7月20日にOfficial Letter 10220/BTC-TCTを発行し、付加価値税目的の銀行経由支払いとみなされるケースに適用される追加的なガイダンスを公表しました。

Official Letter 10220では、物品・役務の売買を相殺後の差金決済の場合においては、当該差金決済について記載した契約に加え、関連する金額と差金決済を確認する両当事者間の照合を要すると明記しています。

また、Official Letter 10220では、売手の銀行口座に資金を振り込んだ証拠があれば、2009年1月1日～2009年3月31日に2,000万ドン以上で購入した物品・役務の付加価値税は従来通り損金算入可能であると規定しています。



計画投資省が公表した付加価値税および輸入関税免除対象機械・設備の新しい一覧表

計画投資省は2009年7月23日にCircular 04/2009/TT-BKHを発行し、付加価値税および輸入関税に関するガイドラインを公表しました。Circular 04は国内生産される6品目の一覧(機械・設備、部品、特殊輸送車両、原材料、資材、半製品)を公布しています。

このCircularは計画投資省の2008年8月15日付けDecree 827/2006/QD-BKHに取って代わり、官報記載日の15日後より発効しました。

一部物品・役務に適用される優遇関税の新規改定

財務省は7月前半に、一部物品・役務の優遇関税を改定する以下の Circular を公表しました。

- ▶ 財務省は2009年7月2日にCircular 135/2009/TT-BTCを発行し、オキサジアゾン(最低94%)の優遇関税を0~10%に改定しました。このCircularは署名日の45日後より発効しました。
- ▶ 財務省は2009年7月8日にCircular 140/2009/TT-BTCを発行し、液晶ディスプレイの税関コードと優遇関税を改定しました。Circular 140によると、液晶ディスプレイの関税率は29インチ未満が1%、29インチ以上が3%となります。
- ▶ 財務省は2009年7月3日にCircular 138/2009/TT-BTCを公表し、一部電子機器の優遇関税を改定しました。

強制健康保険の拠出

政府発行の2009年7月27日付け Decree 62/2009/ND-CP によると、2009年7月1日~2009年12月31日の強制健康保険拠出料は従来通り月額給与または賃金の3%となりますが、最低給与水準の20倍を上限とします。

2010年1月1日以降、健康保険拠出料は4.5%に引き上げられます。このうち3分の2は雇用主負担、3分の1は従業員負担となります。



ハノイで就労する外国人従業員の管理強化

ハノイ人民委員会は2009年7月10日に Plan 97/KH-UBND を発行し、ハノイで就労する外国人従業員の管理強化について規定しました。その内容を以下に記しました。

- ▶ 2009年8月1日から2009年8月15日まで、関係当局は外国人従業員の求人およびハノイ進出企業による外国人の使用管理に関する研修コースと宣伝用上映会を開催します
- ▶ 2009年8月から2009年10月にかけて、外国人従業員とその使用および管理に関する規則の順守実績を検査・審査します

ハノイに本拠を置く企業および組織は非順守への潜在的な処分を避けるために法令順守要件を見直す必要があります。

ドン建て融資の担保として外貨建て国債の使用を許可

商業銀行による流動性確保を支援するため、ベトナム中央銀行は Decision 1666/QD-NHNN を発行し、ドン建て融資の担保として使用できる有価証券一覧に外貨建て国債を追加しました。

この Decision は署名日より発効しました。

商業銀行の設立と運営に関する新たな規則

政府は2009年7月16日、商業銀行の設立と運営に関する Decree 59/2009/ND-CP を発行しました。

Decree 59 の適用対象は、ベトナム中央銀行から認可された全ての商業銀行です。これには以下が含まれます。

- ▶ 国営商業銀行
- ▶ 株式銀行
- ▶ 合併銀行
- ▶ 100%外資銀行

Decree 59 ではまた、本 Decree の発効日(2009年9月15日)前に設立された銀行を対象に移行期間を設けています。

法人所得税の30%減免に関する追加的なガイダンス

財務省は2009年7月22日に Official Letter 10588/BTC-TCT を公表し、Circular 03/2009/TT-BTC に明記された法人所得税の30%減免に関する追加的なガイドラインを規定しました。

ベトナム中央銀行からの2009年5月8日のコメントを根拠に、外国銀行支店はCircular 03/2009/TT-BCTで言及している法人所得税の30%減免と法人所得税の支払い繰り延べの対象外となります。今回の規定はCircular 03の適用を巡る財務省の立場を再確認したのですが、Circular 03で定める審査基準を満たしている外国銀行支店からすれば不満が残るところです。

中小企業に朗報

首相は2009年6月30日にDecree 56/2009/ND-CPを署名し、中小企業向けの支援策を打ち出しました。これに含まれるのは、金融支援、生産空間、技術力と技能の革新・改良、市場拡大の促進、公共サービス調達・供給計画への参加、公共サービス・情報・コンサルタント業務の提供、人的資源の開発、企業の起業支援です。女性の経営する中小企業や女性従業員を活用する中小企業が優先的に支援を受けます。

Decree 56は2009年8月20日より発効し、2001年11月23日付けDecree 90/2001/ND-CPに取って代わります。



知的財産法の改正・補足

国会は2009年6月19日、知的財産法の一部条項を修正・補足するLaw 36/2009/QH12を可決しました。

Law 36により、映画作品、写真作品、応用美術作品、および無名著作物の権利保護期間は初出版日から75年間に延長されました(従来の権利保護期間は50年間)。これに加え、工業所有権の登録出願の処理期限も18ヶ月間(発明)、9ヶ月間(商標)、および7ヶ月間(工業意匠)に延長されました。改正の目的は創造性の促進であり、これは国際協定に基づくものです。

新法は2010年1月1日より施行されます。

困窮地で営業する事業体向けの与信プログラム

政府は 2009 年 7 月 8 日、困窮地で営業する事業体向けの与信プログラムに関する Decision 92/2009/QD-TTg を発行しました。

この Decision によると、困窮地においてインフラへの建設投資または機械・設備の購入、あるいは商業活動を営む他社への資本拠出を行う事業体がこの与信プログラムの適用対象となります。とりわけ、1 企業当たりの最大融資額が 5 億ドンであることは注目に値します。その利息は困窮地の個人に適用される水準であり、融資の最長期間は 5 年です。

Decision 92 は 2009 年 9 月 5 日より発効しました。



お問い合わせ先

本ブレティン、またはアーンスト・アンド・ヤング・ベトナムの税務・アドバイザリー業務の詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴァー Huong.Vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	ディレクター
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	シニア・マネージャー
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム Trang.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
トラン・ジャー・テー The.Gia.Tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当

浅利 昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

中島 敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn